

## 平成24年第7回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日時場所

平成24年7月25日(水)午後3時00分

庁舎分館2階大会議室

### 2. 委員の現在数

18名

### 3. 出席委員

|     |         |     |           |
|-----|---------|-----|-----------|
| 1番  | 大野木 奥 治 | 2番  | 茅 野 理     |
| 3番  | 根 本 勇   | 4番  | 田 口 重 幸   |
| 5番  | 森 正 昭   | 6番  | 印 南 宏     |
| 7番  | 三 須 清 一 | 8番  | 甲 斐 俊 光   |
| 9番  | 斉 藤 隆   | 11番 | 新 堀 政 夫   |
| 12番 | 阿 曾 敏 夫 | 13番 | 渡 辺 陽 一 郎 |
| 15番 | 増 田 忠 夫 | 17番 | 須 藤 喜 一 郎 |
| 18番 | 小 池 良 雄 | 19番 | 高 田 勝 禧   |

### 4. 欠席委員

|     |           |     |         |
|-----|-----------|-----|---------|
| 10番 | 染 谷 智 一 郎 | 14番 | 渡 邊 光 雄 |
|-----|-----------|-----|---------|

### 5. 出席事務局職員

|      |         |
|------|---------|
| 局 長  | 海老原 美 宣 |
| 次 長  | 飯 塚 豊   |
| 次長補佐 | 大 野 祐 信 |
| 農地係長 | 落 合 敦   |

### 6. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願いについて  
議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する  
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する  
専決処分について

**議長** それでは、暑さ厳しい中、委員の皆さんには出席ご苦労さまです。定刻となりましたので開会いたします。

ただ今から平成 24 年第 7 回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は 16 名ですので、委員総数の過半数を超えているため、総会は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を議長から指名させていただきます。

8 番 甲斐俊光委員

11 番 新堀政夫委員

よろしくお願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の落合農地係長を指名いたします。

本日の議案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

**事務局** それでは議案書の目次をご覧いただきたいと思います。

本日は四つの議案についてご審議していただきたいと思います。具体的には、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」が 1 件、議案第 2 号の「農地法第 5 条の規定による許可申請」が 2 件、続いて議案第 3 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願い」が 1 件です。最後に議案第 4 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、新規設定が 6 件、再設定が 5 件の合計 11 件についてです。

ここで申し訳ございませんが、資料の訂正をお願いしたいと思います。議案書 6 ページをお開きください。この表の真ん中の権利内容、使用賃借権設定とありますが、これは誤りです。賃貸借権設定と。次の 7 ページの権利内容と同じでございます。ご訂正をお願いできればありがたいです。

続いて、報告事項といたしましては報告第 1 号及び第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する専決処分について」の 2 項目について、後ほど報告させていただきます。

以上でございます。

**議長** 事務局からの議案説明については以上で終わりました。

これより議事に入ります。

それでは議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第 1 号について、新堀調査会長より調査結果について報告をお願いします。

**新堀政夫調査会長** それでは座ってご報告させていただきます。

議案第1号についての調査結果を報告いたします。議案書は1ページ、議案資料は1ページから5ページになります。

申請地は中峠天地久保地先の田一筆で、申請面積は1,524m<sup>2</sup>でございます。申請理由でございますが、現在、自作地1万8,383m<sup>2</sup>の農地を耕作しておりますが、農業規模の拡大を図るため、申請地を売買により取得するものです。売買価格は議案書1ページのとおりで、平米当たり約393円でございます。

また、申請地を確認し、内容を調査したところ、下限面積を含め、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、第3調査会では全員一致をもって許可要件を満たしていると判断いたしました。

**議長** 調査会長の報告を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認めます。

これより議案第1号「農地法第3条の許可申請について」採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、この議案の2番については新堀調査会長の同居親族が申請者となっておりますので、農業委員会会議規則第14条の規定に基づき、議事参与の制限がありますので、後ほど新堀調査会長には退室をいただき、1番と2番を分けて審議することといたします。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

それでは、議案第2号の1番について新堀調査会長より調査結果について報告をお願いします。

**新堀政夫調査会長** 議案第2号の1番についての調査結果を報告いたします。議案書は2ページ、議案資料は6ページから11ページになります。

申請地は布佐三斗薪地先の4筆で、申請面積は650m<sup>2</sup>でございます。農地区分については市街地化の傾向が著しい区域にあることから、第3種農地と判定いたしました。転用目的については、学園行事開催時を含めることから駐車場不足により近隣住宅へ迷惑をか

けています。その解消を図るため、駐車場を整備するものです。被害防除については、北及び西側が公道に面し、南及び東側は住宅地であることから、周辺への迷惑はないものと思います。

以上のことを含め、内容を審議したところ、第3調査会では全員一致をもって、許可要件のすべてを満たしていることから許可相当と判断いたしました。

**議長** それでは、これより議案に対する質疑に入ります。ご意見ある委員は挙手を願います。

阿曾委員。

**阿曾敏夫委員** 議案の第2号の登記地目、現況地目という形で1番から4番、登記簿上は畑、現況が宅地ということで1番から1、2、3、4とありますが、議案資料のほうに6ページの資料の許可を受けようとする土地、表示、利用の状況の中に、所有者氏名〇〇、その左が耕作者氏名、同左というけど、この宅地を耕作しているというこの字句との関係はどうなんですか。この現況地目、宅地を耕作しているという形で表示されておりますが、所有者は〇〇、耕作者、同左となっておりますが、耕作者氏名が宅地をこれ耕作しているとすれば現況地目、宅地じゃないでしょう。この辺の表示の仕方、どういうふうに事務局は判断してこれ議案資料を作ったんですか、伺います。

**議長** 事務局、これについて説明願います。

**事務局** お答えします。今の宅地をどうやって耕作するのかということですよ。現況は周辺が、阿曾委員もご存じのとおり市営住宅が建ってましたので、ほとんど宅地状態なんですね。それで、今の申請のあった土地の南側、若干農地が残っていたんです。その部分が〇〇さんのほうでいくら幾らかは耕作されていたという状況みたいです。

**阿曾敏夫委員** 幾らかでしょう。

**事務局** はい、幾らかです。

**阿曾敏夫委員** だから、この議案資料から見るとね、私たちは内容は分からないから所有者氏名〇〇、耕作者という、耕作者になれば耕しているという形で農地と見られるわけだよね。宅地をどうやって耕作しているんだという、この議案の出し方、資料の作り方が問題じゃないかといってちょっと今、質問したわけですが、その辺の整合性はというふ

うに解釈すればいいですか。

**議長** 事務局どうぞ。

**事務局** この申請があった時はこのとおり受け付けさせていただきました。それで聞き取りで耕作しているんですかということは、これ通常聞くんですけども、現地に行っても確認させていただきました。ちょっとは耕作していましたよという説明でした。

**阿曾敏夫委員** いや、だから議案のね、現況地目という形で宅地として表示してある以上は、登記簿上、地目の認定から言えば現況は宅地だという認定の条件がありますよね。だから、それが耕作という表現をされているからちょっとおかしいんじゃないかというふうに。

**議長** 暫時休憩したいと思います。

(暫時休憩)

**議長** それでは再開します。

そのほか質問ございませんか。2号1番議案ですね。

(なしの声)

なければ議案第2号1番について採決します。

**渡辺陽一郎委員** あ、資料を何も直さずにこのままはないでしょう。

**事務局** このあの。今回はこのまま。もし、これどうですか。途中で。

**渡辺陽一郎委員** 以後直しますという前提だけはもらったけども、今回のことに関してこのまま出す、通すということ？

**事務局** これ議案の資料、これ資料ですよ。

**渡辺陽一郎委員** はい。

**事務局** これを、この場で直すという。

**渡辺陽一郎委員** いや、これは直すかどうかは確認しなきゃいけないけども、これそのまま通すとなると、今事務局が言われたことと矛盾しちゃうんで、どうすればいいのかな。それが分からない。

**事務局** ただ、こういう書類を作るときは委員さんの中にはこういうふうにとってくださいと。

**渡辺陽一郎委員** 資料の不備だよ、これね。資料の不備をそのまま通せてこと？

**事務局** どうか。

**議長** それでは休憩に入ります。

(暫時休憩)

**議長** それでは再開します。

次長。

**事務局** 阿曾委員のご指摘はもっともだと思います。今後受付については十分気をつけますので、この台帳を見たときに宅地と言ったらちょっと気をつけますので、その辺は正確に受け付けしていきたいと思います。今回この議案資料については参考資料にさせていただければありがたいと思います。よろしくどうぞ。

**議長** いかがですか。そのほか質問はございませんか。

(なし)

なければ採決に入ります。

議案第2号の1番について採決します。

許可相当とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号の1番は原案どおり許可相当といたします。

次に、議案第2号の2番についてを議題といたします。

新堀調査会長、退出願います。

(新堀政夫調査会長、退室)

**議長** 新堀調査会長が退室しましたので、我孫子市農業委員会役員会等の運営に関する要領第 11 条の 4 項の規定により、須藤調査副会長に議案第 2 号の 2 番の審議結果について報告をお願いします。

**須藤喜一郎調査副会長** では、議案第 2 号の 2 番については私のほうから報告させていただきます。議案書は 2 ページ、議案資料は 12 ページから 19 ページになります。

申請地は下沼田地先の農用地一筆で、申請面積は 1,985m<sup>2</sup>でございます。転用目的は、北側隣接水田より低く、雨水を集めてしまうため、農地造成を行い、地盤面を平均 30cm 程度かさ上げるものです。

搬入する土砂は上野 3 丁目より発生した管路新設工事発生土で、土砂の安全性については地質分析結果を確認しております。土砂の搬入につきましては搬入車両 4 トン車を使用し、作業範囲には関係者以外の立ち入り禁止措置を施し、一般車両の安全確保に努める計画になっております。

次に、埋め立て期間については、許可後の 10 月から 3 カ月間を予定しております。

農地造成に係る費用は搬入者がすべて負担するもので、申請者の負担はありません。

他法令の関係では市の埋め立て条例が該当し、現在、手賀沼課に申請しております。

以上のことを含め、内容を審議したところ、第 3 調査会では賛成多数により、許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたしました。

以上です。

**議長** これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

それでは、これより議案第 2 号の 2 番について採決します。許可相当とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 2 号の 2 番は原案どおり許可相当といたします。

須藤調査副会長は自席にお戻りください。ご苦労さまでした。

(須藤調査副会長が着席を確認して)

新堀調査会長は入室してください。

次に、議案第 3 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願いについて」を議題といたします。

議案第 3 号について、新堀調査会長より調査結果について報告をお願いします。



**新堀政夫調査会長** それでは議案第3号について報告いたします。議案書は3ページ、議案資料は20ページから23ページになります。

申請地は都部地先の畑一筆で、申請面積416m<sup>2</sup>を相続により継承することになったものです。

申請地を確認した結果、農地として適正に耕作されており、今後とも引き続き耕作する意思があることを議案資料21ページに記載された農機具が遺産分割協議書の相続物件になっていることや本人の申し出から確認できました。よって、第3調査会では全員一致をもって証明できるものと判断しました。

**議長** それではこれより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

なければ採決に入ります。

これより議案第3号について採決します。証明することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり証明することにいたしました。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。

議案第4号について、新堀調査会長より調査結果について報告をお願いします。

**新堀政夫調査会長** それでは議案第4号について報告いたします。議案書は4ページから9ページ、議案資料は24ページから27ページになります。

本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画(案)の適否についての判断を求められています。申請の権利内容は新規設定が6件、再設定が5件です。申請地は中峠宇水門前地先の田、他26筆で、申請面積は4万8,866m<sup>2</sup>でございます。賃借料は、整理番号1から6が10アール当たりコシヒカリ一等米90kgです。整理番号7から11が10アール当たり2万円です。

以上のとおり、計画内容は権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よって、第3調査会では整理番号1から11については全員一致をもって決定すべきものと判断しました。

**議長** それではこれより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

渡辺委員。

**渡辺陽一郎委員** 議案資料の 27 ページ、〇〇さんの従事日数が 120 日。すぐ私のうちの裏で毎日通るところなんで 120 日ということはないんだけども、その辺の資料に関しては、農業委員会の事務局か農政課が指導ということはしないんですか。

**議長** これについて、じゃあ次長。

**事務局** この 120 日というのはちょっと少ないですもんね。お話聞く限りでは。この辺は 12 月末までですか、出していただく時に確認させていただきます。これはちょっと控えめに出されているような気がしますので。

**渡辺陽一郎委員** その辺の資料のページに関しては、資料はそろっているということで。

**事務局** そういうことです。はい。

**議長** そのほかございませんか。

(なし)

それでは質疑はないものと認めます。

これより議案第 4 号について採決します。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 4 号については原案どおり決定することにいたしました。

新堀調査会長、自席にお戻りください。

以上で、審議案件については終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局より概要説明をお願いします。

**事務局** それでは報告いたします。

報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について」は、議案資料 10 ページから 12 ページの 4 件になります。転用目的は集団住宅、公園、排水施設用地、一般個人住宅、駐車場の届出です。

続きまして、報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」は、議案書 13 ページから 16 ページの 6 件。転用目的は一般個人住宅、事務所の届出になります。

以上、4 条・5 条の転用届出につきましては我孫子市農業委員会事務局処務規程第 7 条

の規定に基づき、事務局長先決により全件受理させていただき、通知書を発行いたしましたので報告させていただきます。

以上でございます。

**議長** 以上、報告第1号から第2号まで報告させていただきました。

ただ今の報告に対してご意見がありましたら挙手を願います。

(なし)

ございませんか。

(ありませんの声)

それでは意見がないものと認めます。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、我孫子市農業委員会第7回総会を閉会いたします。